

第3回新型コロナウイルス感染症に関する連絡調整会議

令和2年2月27日（木）10：00～
(本館3階本部会議室)

次 第

- 1 挨拶**
中原市長
- 2 状況報告**
保健衛生部
- 3 各部区局の対応報告**
- 4 課題の情報共有**
- 5 その他**

新型コロナウイルス感染症への対応について

中国武漢市から広がった新型コロナウイルス感染症への対応について、下記に示す現在の状況を受け、2月24日に「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」が開催され、25日の閣議で「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という）【資料1】が決定されました。

この基本方針では、現在講じている対応と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、総合的に示されました。

現在、新潟県内では患者の発生はありませんが、あらためて現在の状況を確認し、各所属において適切な対応をお願いします。

1 現在の状況について

- 国内の複数地域で、感染経路が明らかでない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態
- 139例の患者、16例の無症状病原体保有者、陽性確定例1例

（2月25日12時現在、厚生労働省資料）

- ・ 患者139例（国内事例128例、チャーター便帰国者事例11例）
- ・ 無症状病原体保有者16例（国内事例12例、チャーター便帰国者事例4例）
- ・ 陽性確定例1例（※症状有無確認中）
- ・ 日本国籍121名、調査中18名

2 「基本方針」の趣旨と重要事項

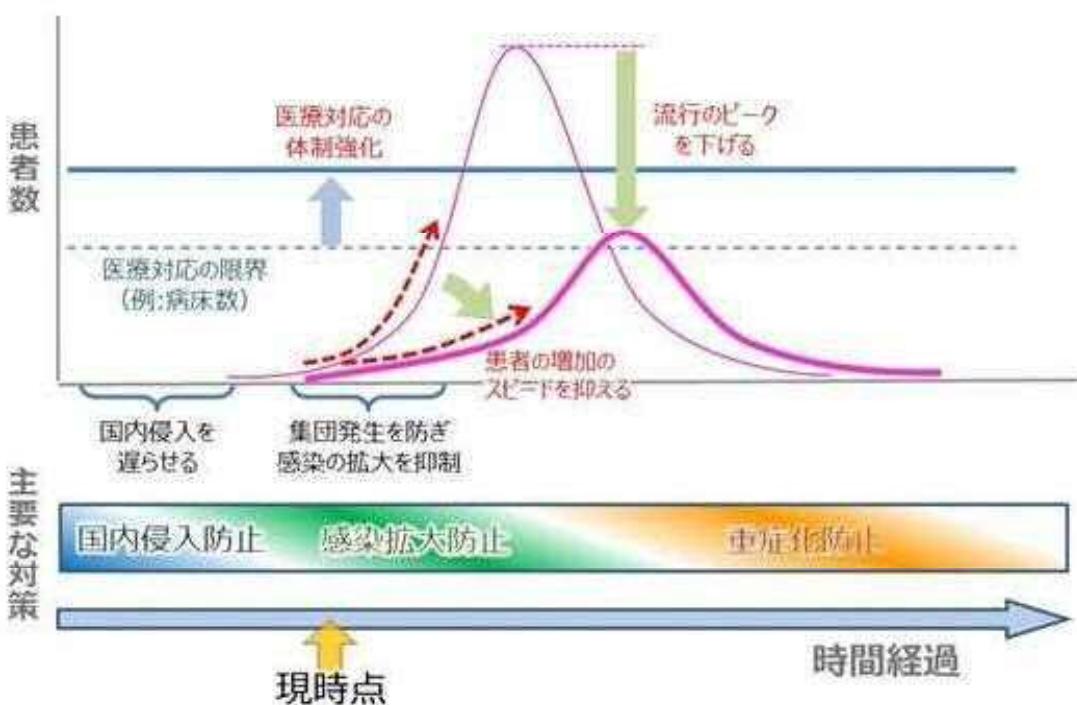
- 現時点での対策と目的

基本方針に示す、感染拡大防止策により、患者の増加スピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

まさに、今が今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。

- ・ 患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・ 重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

新型コロナウイルス対策の目的（基本的な考え方）



○ 基本方針の重要事項（抜粋）

- ・ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染防止対策の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。
- ・ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ・ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

3 感染拡大防止対策

<現行>

- ・ 患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応の要請をする。
- ・ 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ・ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

＜今後＞

- ・ 地域で患者数が継続的に増えている状況では、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトするとともに、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」より【資料2】

(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議・2020年2月24日)

このウイルスの特徴として、現在、感染を拡大させるリスクが高いのは、対面で人ととの距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境だと考えられます。我々が最も懸念していることは、こうした環境での感染を通じ、一人の人から多数の人に感染するような事態が、様々な場所で、続けて起きることです。

4 新型コロナウイルス感染症の現時点で把握している特徴

＜感染の仕方＞

一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。空気感染は起きていないと考えられています。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどがなくとも感染を拡大させるリスクがあります。

＜感染力＞

感染力は事例によって様々です。一部に、特定の方から多くの人に感染したと疑われる事例がある一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にはほとんど感染させていません。

＜一般的な症状と重症化するリスク＞

発熱や呼吸器症状が1週間前後づくことが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多くなっています。季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されています。

罹患しても軽症であったり、治癒する例も多いとされています。一方、重症度は、致死率がきわめて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがあります。特に、高齢者や基礎疾患をお持ちの方では重症化するリスクが高まります。

5 新型コロナウイルスの感染症対策と相談・受診の目安

- 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安 【資料3】
- 新型コロナウイルスを防ぐためには（2月25日改訂版） 【資料4】

6 市民の皆様にお願いしていること

- 風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、お一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いします。
- 現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。
- 発熱等の症状があった場合について
 - ・ 発熱等の風邪症状が見られるときには、学校や会社を休み外出を控えてください。また、毎日体温を測定して記録してください。
 - ・ 感染しているのではないかとの不安から適切な相談をせずに医療機関を受診する方がいると、かえって自身が医療機関において感染するリスクも高めることになります。

(資料)

- ・ 資料1 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針
- ・ 資料2 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解
- ・ 資料3 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安
- ・ 資料4 新型コロナウイルスを防ぐためには（2月25日改訂版）

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、

2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- 一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。

閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。

- 感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にはほとんど感染させていない。

- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- ・罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。

重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患有する者では重症化するリスクが高い。

- ・インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法を中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- ・一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握(サーベイランス(発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。

③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、

- ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
- ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。

② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともに PCR 検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乘じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」

2020年2月24日

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

1. 緒言

この専門家会議は、新型コロナウイルス感染症の対策について、医学的な見地から助言等を行うため、適宜、政府に助言をしてきました。

我々は、現在、感染の完全な防御が極めて難しいウイルスと闘っています。このウイルスの特徴上、一人一人の感染を完全に防止することは不可能です。

ただし、感染の拡大のスピードを抑制することは可能だと考えられます。そのためには、これから1～2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります。仮に感染の拡大が急速に進むと、患者数の爆発的な増加、医療従事者への感染リスクの増大、医療提供体制の破綻が起こりかねず、社会・経済活動の混乱なども深刻化する恐れがあります。

これからとるべき対策の最大の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡数を減らすことです。

現在までに明らかになってきた情報をもとに、我々がどのように現状を分析し、どのような考えを持っているのかについて、市民に直接お伝えすることが専門家としての責務だと考え、この見解をとりまとめることとしました。なお、この内容はあくまでも現時点の見解であり、隨時、変更される可能性があります。

2. 日本国内の感染状況の評価

2019年12月初旬には、中国の武漢で第1例目の感染者が公式に報告されていますが、武漢の封鎖は2020年1月23日でした。したがって、その間、武漢と日本の間では多数の人々の往来があり、そのなかにはこのウイルスに感染していた人がいたと考えられます。

既に、国内の複数の地域から、いつ、どこで、誰から感染したかわからない感染例が報告されており、国内の感染が急速に拡大しかねない状況にあります。したがって、中国の一部地域への渡航歴に関わらず、一層の警戒が必要な状況になってきました。

このウイルスの特徴として、現在、感染を拡大させるリスクが高いのは、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境だと考えられます。我々が最も懸念していることは、こうした環境での感染を通じ、一人の人から多数の人に感染するような事態が、様々な場所で、続けて起きることです。

3. これまでに判明してきた事実

(1) 感染者の状況

新型コロナウイルスに感染した人は、ほとんどが無症状ないし軽症であり、既に回復している人もいます。

国内の症例を分析すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いです。

しかしながら、一部の症例は、人工呼吸器など集中治療を要する、重篤な肺炎症状を呈しており、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されています。現時点までの調査では、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いと考えられます。

(2) 感染経路などについて

これまでに判明している感染経路は、咳やくしゃみなどの飛沫感染と接触感染が主体です。空気感染は起きていないと考えています。ただし、例外的に、至近距離で、相対することにより、咳やくしゃみなどがなくても、感染する可能性が否定できません。

無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例があるなど、感染力と重症度は必ずしも相関していません。このことが、この感染症への対応を極めて難しくしています。

(3) PCR検査について

PCR検査は、現状では、新型コロナウイルスを検出できる唯一の検査法であり、必要とされる場合に適切に実施する必要があります。

国内で感染が進行している現在、感染症を予防する政策の観点からは、全ての人にPCR検査をすることは、このウイルスの対策として有効ではありません。また、既に産官学が懸命に努力していますが、設備や人員の制約のため、全ての人にPCR検査をすることはできません。急激な感染拡大に備え、限られたPCR検査の資源を、重症化のおそれがある方の検査のために集中させる必要があると考えます。

なお、迅速診断キットの開発も、現在、鋭意、進められています。

(4) 医療機関の状況

首都圏を中心とした医療機関の多くの感染症病床は、ダイヤモンド・プリンセス号の状況を受けて、既に利用されている状況にあります。感染を心配した多くの人々が医療機関に殺到すると、医療提供体制がさらに混乱する恐れがあります。また、医療機関が感染を急速に拡大させる場所になりかねません。

4. みなさまにお願いしたいこと

この1～2週間の動向が、国内で急速に感染が拡大するかどうかの瀬戸際であると考えています。そのため、我々市民がそれぞれできることを実践していかねばなりません。

特に、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、外出をせず、自宅で療養してください。ただし、以下のような場合には、決して我慢することなく、直ちに都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にご相談下さい。

- 風邪の症状や 37.5°C 以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならぬいときを含みます）
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しき（呼吸困難）がある
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

また、症状のない人も、それが一日の行動パターンを見直し、対面で人ととの距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り、回避して下さい。症状がなくても感染している可能性がありますが、心配だからといって、すぐに医療機関を受診しないで下さい。医療従事者や患者に感染を拡大させないよう、また医療機関に過重な負担とならないよう、ご留意ください。

教育機関、企業など事業者の皆様も、感染の急速な拡大を防ぐために大切な役割を担っています。それぞれの活動の特徴を踏まえ、集会や行事の開催方法の変更、移動方法の分散、リモートワーク、オンライン会議などのできる限りの工夫を講じるなど、協力してください。

以上

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
 - なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- (妊婦の方へ)
妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
- (お子様をお持ちの方へ)
小児については、現時点では重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。
- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫 感染

感染者の飛沫（くしゃみ、せき、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触 感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人込みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

新型コロナウイルス感染症について【市ホームページ】

[https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou_kansen/kansen/
2020coronavirus.html](https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou_kansen/kansen/2020coronavirus.html)

情報は常に更新されますので、最新情報をご確認頂くようお願いします。

帰国者・接触者相談センター(新潟市民の方) 025-212-8194



令和2年2月25日改訂版

イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月26日（安倍総理）

政府といたしましては、この1、2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請することいたします。

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力ををお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただくようお願いいたします。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただくようお願いいたします。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力ををお願いいたします。

なお、**新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。**

[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

新型コロナウイルスの影響について

1 市内ホテルの影響【※2020年2月20日現在】

- 市内のホテルでは5月末までに約110件（約2,000人泊）の外国人宿泊客のキャンセルあり。

前回会議（2/18）時
キャンセル数 約90件（約1,700人泊）

2 航空路線の影響

- 新潟—ハルビン線（中国南方航空）

4月末まで全便運休（4便/週：月・水・金・日）

- 新潟—上海線（中国東方航空）

4月末まで全便運休（2便/週：水・土）

- 新潟—ソウル線（大韓航空）

3月末まで全便運休（3便/週：水・金・日）※運航曜日は2月ダイヤを記載

前回会議（2/18）時
新潟—上海線 3月末まで運休
新潟—ソウル線 通常運行

3 クルーズ船寄港への影響（※前回会議時と変更なし）

- 4月17日（火）ダイヤモンド・プリンセス（最大乗客数 2,706人）

- 6月15日（月）サファイア・プリンセス（最大乗客数 2,678人）

- 8月2日（日）ノルウェージャン・スピリット（最大乗客数 2,018人）

計 3件（最大乗客数約7,400人）のクルーズ船が寄港中止決定。

※8/29, 9/15, 11/8のダイヤモンド・プリンセス寄港中止の発表はなし。

4 北京事務所にかかる対応

- 2月22日（土）、派遣職員2名が一時帰国（※14日間は在宅勤務）

5 イベント

- にいがた酒の陣2020（3月14日・15日）

中止（2月20日 にいがた酒の陣実行委員会 発表）

6 MICE

- 第15回日本医学シミュレーション学会学術集会（2月29日・3月1日）

令和2年8月に開催延期（2月26日 主催者決定）

- 第9回関東ヴォーカルアンサンブルコンテスト（3月7・8日）

中止（2月26日 主催者決定）

**新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者向けの
経営支援特別融資の取り扱い開始について**

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業者の皆さまを支援するため、「経営支援特別融資」の融資対象に下記を追加し、緊急的な金融支援を実施しておりますので、ご活用ください。

融資名	経営支援特別融資
融資対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響により、 ・最近1か月間の生産額又は売上高が、前年同月と比較して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の生産額又は売上高が、前年同期と比較して3%以上減少することが見込まれる者 ・最近1か月間の生産額又は売上高が、過去10年間のいずれかの年の同月と比較して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の生産額又は売上高が、過去10年のいずれかの同期と比較して10%以上減少することが見込まれる者 ※新潟市内に主たる事業所等を有するなど、他の要件有り
資金用途	運転資金
限度額	3,000万円以内(別枠)
利率 (固定金利) ※現行制度と同様	【5年以内】 信保付:年1.50% その他:年2.00% 【5年超】 信保付:年1.70% その他:年2.20%
融資期間 ※現行制度と同様	10年以内(うち据置2年以内)
取扱金融機関	第四銀行、北越銀行、大光銀行、秋田銀行、きらやか銀行、東邦銀行、北陸銀行、新潟信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、加茂信用金庫、新潟県信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、JAバンク新潟県信連、商工組合中央金庫
その他 ※現行制度と同様	信用保証料にかかる補助制度有 (補助割合)300万円以内 100%、300万円超～1,000万円 50%
取扱期間	令和2年2月28日(金)から令和2年12月末(予定)

※ご利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

事務連絡
令和2年2月27日

市立学校長・園長様

新潟市教育委員会

修学旅行及び卒業式等の行事について（通知）

新型コロナウイルスの国内感染が広がる中、政府から対策の基本方針等が示されました。

つきましては、基本方針等を踏まえるとともに、児童生徒等の感染拡大防止の観点から、標記「修学旅行」及び「卒業式等」について、下記のとおり対応の基本方針等を示します。

記

1 修学旅行について

- ・3月に実施予定の修学旅行は延期してください。
- ・4月以降に実施予定の修学旅行については、国内の感染状況等を踏まえ、3月中旬に判断します。
- ・なお、延期するにあたっては、保護者にしっかりと説明し理解を得てください。

2 卒業式等について

(1) 卒業式について

- ・実施にあたっては、手洗いや咳エチケットを継続するほか、こまめな換気を実施するとともに、可能な範囲で会場の入口にアルコール消毒液を設置するなどの対応をお願いします。

(2) その他学校独自の行事及び部活動（校外の練習試合等も含む）について

- ・一律に自粛の要請は行いませんが、大勢で集まる行事等は極力さけるように努めてください。

※万一、県内において感染者が発生した場合は別途通知します。

分類 7300

連絡先 保健給食課保健係 電話 025-226-3206
学校支援課教育課程班 電話 025-226-3274

令和2年2月27日
福祉部

高齢者等が利用する施設に関する対応について

○現状

高齢者等の関係施設に対して手洗い・咳エチケット等の徹底について、ポスターの掲示などにより、注意喚起を行うとともに、情報共有に努めている。

また、持病がある人等には2月29日まで利用の自粛を呼びかけている。

○今後の対応

国の基本方針や見解のもと、不特定多数の高齢者が利用する市の施設は3月1日(日)から3月16日(月)までの間、休止することとする。(休止期間の延長もありえる。)

- ・地域の茶の間等については早期の休止を依頼する。
- ・県内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、対策本部の中で別途検討する。

○休止する施設

種類	区分	箇所数	備考
老人憩の家など		29	
	コミセン等内に設置された老人憩のフロアー	4	
老人福祉センター		13	
計			46

○休止を依頼する事業

種類	区分	箇所数	備考
地域包括ケア推進モデルハウス		9	実家の茶の間・紫竹は2月26日～休止中
地域の茶の間	週1回以上開催	72	
	月2回以上開催	42	
	月1回以上開催	377	
認知症カフェ		14	
計			514

※ 介護保険施設や障がい福祉施設は、国の通知に基づく対策を徹底しながら通常どおり運営していく。

※ 状況に応じ、国、県や市保健所等と連携しながら、適切な対応を検討していく。